

令和3年 第2回臨時会

屋久島町議会会議録

令和3年10月1日 開会

令和3年10月1日 閉会

令和3年
第2回臨時会

屋久島町議会
会議録

屋久島町議会

令和3年第2回屋久島町議会臨時会会期日程

自10月1日・至10月1日（1日間）

| 月 | 日 | 曜 | 会議別 | 日 | 程 |
|-----|----|---|-----|----|---|
| 10月 | 1日 | 金 | 本会議 | ○開 | 会 |

令和3年第2回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和3年10月1日

令和3年第2回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年10月1日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 追加日程第1 副議長の選挙
- 追加日程第2 議席の指定
- 追加日程第3 会議録署名議員の指名
- 追加日程第4 会期の決定
- 追加日程第5 常任委員の選任
- 追加日程第6 議会運営委員の選任
- 追加日程第7 熊毛地区消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第8 諸般の報告
- 追加日程第9 報告第4号 令和2年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について
- 追加日程第10 報告第5号 令和2年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率の報告について
- 追加日程第11 承認第6号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認について
- 追加日程第12 議案第86号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について
- 追加日程第13 議案第87号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 追加日程第14 議案第88号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 追加日程第15 認定第5号 令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第16 認定第6号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第17 認定第7号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第18 認定第8号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第19 認定第9号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認

定について

- 追加日程第20 認定第10号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第21 同意第3号 屋久島町監査委員の選任について
- 追加日程第22 発委第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について
- 追加日程第23 議員派遣について
- 追加日程第24 閉会中の継続調査申し出について
- 追加日程第25 閉会中の継続審査申し出について

1. 出席議員（16名）

| 仮議席番号 | 氏名 | 仮議席番号 | 氏名 |
|-------|--------|-------|--------|
| 1番 | 岩川卓誉君 | 2番 | 内田正喜君 |
| 3番 | 小脇淳智郎君 | 4番 | 中馬慎一郎君 |
| 5番 | 眞邊真紀君 | 6番 | 相良健一郎君 |
| 7番 | 岩山鶴美君 | 8番 | 大角利成君 |
| 9番 | 渡邊千護君 | 10番 | 石田尾茂樹君 |
| 11番 | 榎光徳君 | 12番 | 緒方健太君 |
| 13番 | 高橋義友君 | 14番 | 日高好作君 |
| 15番 | 岩川俊広君 | 16番 | 渡邊博之君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 議会事務局長 | 日高孝之君 | 議事調査係長 | 鬼塚晋也君 |
| 議事調査係 | 恵由葵乃君 | | |

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 荒木耕治君 | 教育長 | 塩川文博君 |
| 副町長 | 日高豊君 | 会計課長兼会計管理者 | 上釜裕一君 |
| 総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 | 鎌田勝嘉君 | 政策推進課長 | 三角謙二君 |
| 観光まちづくり課長 | 泊光秀君 | 町民課長兼地域住民課長 | 中村一久君 |
| 福祉支援課長兼福祉事務所長 | 寺田和寿君 | 健康長寿課長 | 塚田賢次君 |
| 生活環境課長 | 矢野和好君 | 産業振興課長 | 鶴田洋治君 |
| 建設課長 | 日高一成君 | 電気課長 | 内田康法君 |
| 教育総務課長 | 長美佐子君 | 社会教育課長 | 計屋正人君 |
| 産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当） | 日高望君 | 監査委員事務局長 | 日高孝之君 |

△ 開 議 午前10時00分

○議会事務局長（日高孝之君）

おはようございます。議会事務局長の日高でございます。本日はよろしく願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で年長の渡邊博之議員を御紹介いたします。

渡邊議員、議長席のほうへ、御着席をお願いいたします。

[臨時議長着席]

○臨時議長（渡邊博之君）

ただいま紹介いただきました渡邊博之でございます。

規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまから、令和3年第2回屋久島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元にお配りしてあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（渡邊博之君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席のとおりといたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○臨時議長（渡邊博之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（渡邊博之君）

日程第2、議長の選挙を行います。

議会で行う選挙については、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用します。

この選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（渡邊博之君）

ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に岩川卓誉君及び内田正喜君を指名します。

投票箱を点検します。

投票箱を点検し、異状のないことを確認してください。

[投票箱点検]

○臨時議長（渡邊博之君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は単記無記名です。

投票用紙は、記載台前でお渡しします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番 | 岩川卓誉議員 | 2 番 | 内田正喜議員 |
| 3 番 | 小脇淳智郎議員 | 4 番 | 中馬慎一郎議員 |
| 5 番 | 眞邊真紀議員 | 6 番 | 相良健一郎議員 |
| 7 番 | 岩山鶴美議員 | 8 番 | 大角利成議員 |
| 9 番 | 渡邊千護議員 | 1 0 番 | 石田尾茂樹議員 |
| 1 1 番 | 榎 光徳議員 | 1 2 番 | 緒方健太議員 |
| 1 3 番 | 高橋義友議員 | 1 4 番 | 日高好作議員 |
| 1 5 番 | 岩川俊広議員 | 臨時議長 | 渡邊博之議員 |

○臨時議長（渡邊博之君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（渡邊博之君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

立会人に指名された方は、立会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（渡邊博之君）

選挙の結果を報告します。

投票総数16票です。有効投票15票、無効投票1票です。有効投票のうち、眞邊真紀君3票、石田尾茂樹君10票、渡邊博之2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、石田尾茂樹君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（渡邊博之君）

ただいま議長に当選されました石田尾茂樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

石田尾茂樹君、当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○仮議席10番（石田尾茂樹君）

屋久島町議会議長としての重責に、身の引き締まる思いであります。緊張しております。

私は、先程、所信にも述べたとおり、議会改革の先頭に立ち、議長として中立公平な議会運営に努めてまいる決意であります。

どうか議員の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、甚だ簡単であります。就任の御挨拶といたします。ありがとうございます。よろしくお願ひします。（拍手）

○臨時議長（渡邊博之君）

石田尾茂樹議長、議長席にお着き願ひます。

これで臨時議長の職務は終了しました。皆様方の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

[臨時議長退席、議長着席]

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまより、議長の職務を行います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

副議長の選挙から、認定第10号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの20件を日程に追加します。お手元に配付してあります追加日程表のとおり、追加日程第1から追加日程第20までとし、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙から認定第10号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第20として議題とすることに決定いたしました。

△ 追加日程第1 副議長の選挙

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小脇淳智郎君及び中馬慎一郎君を指名いたします。

投票箱を点検します。

投票箱を点検し、異状のないことを確認してください。

[投票箱点検]

○議長（石田尾茂樹君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は単記無記名です。

投票用紙は記載台前でお渡しします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局長点呼・議員投票]

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番 | 岩川卓誉議員 | 2 番 | 内田正喜議員 |
| 3 番 | 小脇淳智郎議員 | 4 番 | 中馬慎一郎議員 |
| 5 番 | 眞邊真紀議員 | 6 番 | 相良健一郎議員 |
| 7 番 | 岩山鶴美議員 | 8 番 | 大角利成議員 |
| 9 番 | 渡邊千護議員 | 1 1 番 | 榎 光徳議員 |
| 1 2 番 | 緒方健太議員 | 1 3 番 | 高橋義友議員 |
| 1 4 番 | 日高好作議員 | 1 5 番 | 岩川俊広議員 |
| 1 6 番 | 渡邊博之議員 | 議長 | 石田尾茂樹議員 |

○議長（石田尾茂樹君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

立会人に指名された方は、立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（石田尾茂樹君）

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票15票、無効投票1票。有効投票のうち、眞邊真紀君2票、渡邊千護君2票、大角利成君11票。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、大角利成君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（石田尾茂樹君）

ただいま副議長に当選されました大角利成君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

大角利成君、当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○仮議席8番（大角利成君）

ただいま副議長に選出をされました大角利成でございます。

町民に信頼をされ、責務を果たす、そういう議会を築くため、議長を支えながら頑張

る決意でございます。

どうか皆様方の御指導、御支援よろしく願いをいたします。（拍手）

△ 追加日程第2 議席の指定

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第2、議席の指定を行います。

石田尾茂樹の議席を16番に、大角利成君の議席を15番とし、これに伴い関連する議席は順次繰り下げた議席とします。

ただいま指定しました議席に御着席ください。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 追加日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、岩川卓誉君、2番、内田正喜君を指名します。

△ 追加日程第4 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたします。

△ 追加日程第5 常任委員の選任

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、ただいまから読み上げますとおりに指名いたしたいと思えます。

総務文教常任委員会の委員に、岩川卓誉君、内田正喜君、中馬慎一郎君、相良健一郎君、岩山鶴美君、榎光徳君、高橋義友君、渡邊博之君。

産業厚生常任委員会委員に、小脇淳智郎君、眞邊真紀君、渡邊千護君、大角利成君、石田尾茂樹君、緒方健太君、日高好作君、岩川俊広君。

以上のお通りであります。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は指名したとおりに選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長には、委員会条例第8条第2項の規定によって、それぞれの委員会において互選することになっています。

これから同条例第9条第1項の規定により、議長が本日委員会を招集し、協議の場所を次のとおりと定めます。総務文教常任委員会は第1委員会室、産業厚生常任委員会は第2委員会室と定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時11分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨を、通知を受けましたのでお知らせいたします。

総務文教常任委員会委員長に中馬慎一郎君、副委員長に内田正喜君。

産業厚生常任委員会委員長に緒方健太君、副委員長に小脇淳智郎君であります。

以上であります。

△ 追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、大角利成君、中馬慎一郎君、岩川卓誉君、榎光徳君、緒方健太君、日高好作君、眞邊真紀君、以上の7名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することを決定いたしました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選を行っていただきます。また、同条例第9条第1項の規定により、議会運営委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時35分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長及び副委員長が決定した旨、報告がありましたのでお知らせします。

議会運営委員会委員長に日高好作君、同じく副委員長に岩川卓誉君。

以上であります。

△ 追加日程第7 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第7、熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

熊毛地区消防組合議会議員に、議長である石田尾茂樹と、総務文教常任委員長である中馬慎一郎君を指名したいと思います。

ただいま議長が指名しました石田尾茂樹及び中馬慎一郎君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました石田尾茂樹君及び中馬慎一郎君が、熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△ 追加日程第8 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第8、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配布してありますので、口頭報告を省略します。

△ 追加日程第9 報告第4号 令和2年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について

△ 追加日程第10 報告第5号 令和2年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第9、報告第4号、令和2年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告についてから、追加日程第10、報告第5号、令和2年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率の報告についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第2回屋久島町議会臨時会の開会に当たり、先般、執行されました町議会議

員選挙におきまして、御当選の榮譽を担われた皆様に対し、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

御承知のとおり、本町が注力し、皆様を始め、町民の皆様がいま一度お力添えを頂きたいことは、新型コロナウイルス感染症対策であり、うつらない、うつさないためのできる最善の感染症対策を行い、いち早く、安心した暮らしに戻ることであり、その上に立ち、疲弊を続ける地域経済に明るい展望を見いだすことだと思います。

私と皆様の任期中は、コロナ禍からのニューノーマル社会への早急な転換に加え、ごみ処理施設や空港、港湾施設などの大規模事業の実施のほか、世界自然遺産登録30年の節目の年を迎え、屋久島の在り方を再点検する時期となります。

私は、本町のらしさを追求し、その行動とPRを町民の皆様と取り組むことで、全世界の人々が求める健康、心の安寧、本物との触れ合いやつながりなどに応えられ、まさに長引くコロナ禍の逆風から大きく躍動するまちづくりにつながると考えております。ぜひ明るい屋久島町を築く議論を重ね、町民の皆様のための施策の実施に御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、令和3年第2回屋久島町議会臨時会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、報告2件、承認案1件、補正予算案3件、認定案6件の計12件であります。

それでは、議事日程に従いまして、御説明いたします。

まず、報告第4号、令和2年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、一般会計等に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和2年度決算におきましては、本町の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準未達であったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

次に、報告第5号、令和2年度決算に基づく屋久島町簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率の報告につきましては、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和2年度決算におきましては、一般会計からの繰入れにより、資金不足は生じなかったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

なお、報告については、質疑のみとします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

△ 追加日程第11 承認第6号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第11、承認第6号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、承認第6号について御説明いたします。

承認第6号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認につきましては、臨時ドックにおいて、原因不明のプロペラの損傷が確認され、安全航行のため修繕が必要となったことから、収益的収入及び支出の予定額における支出において、臨時ドック費用428万5,000円を追加し、3億7,083万3,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

先般の議員懇談会で、若干の報告は受けたわけですが、就航して間もなくこのようなトラブルというか、損傷があったということなんですが、船長なり、そこら辺の聞き取りとか調査されたんでしょうけれども、その原因というのはもうはっきりと判明はしているんですか。そこら辺、いかがなんでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

今回の部分につきましては、最初のドックで、9月7日から9月9日までの陸揚げ、上架しないドックの際に、海底ダイバーによる舟艇で調査したところ、損傷が発見されました。それに基づきまして、当日、屋久島港湾管理者である屋久島事務所にも早急に連絡をし、恐らく口永良部港内だろうという想定ができたことから、口永良部港を9月9日に港湾内を検査していただきました。一部ワイヤーが1つ発見されましたが、それ以外には大きな沈下物というのはなかったものですから、今の中で損傷の在り方を今メーカーに問い合わせているんですが、具体的にどういうものがぶつかったのかという部分については、原因がまだはっきりしないところであります。

○9番（榎 光徳君）

口永良部の港内のことではないかということなんですが、それはそれで分かったんですが、過去において、例えば、高速船が海洋生物にぶつかったのではないかとか、流木等のそういったことも事故もあったわけですけれども、当然、船長以下船員は安全航行に努められているわけですけれども、やはりこの程度いかんによっては大変なことになるということもありますので、ぜひそこら辺は、調査の行方もそうなんでしょうけれども、安全航行に努めていただくように。またそこら辺の指導も徹底していただければと思います。なかなか有視界航行とかそういうことになれば、難しいところもあるんでしょうけれども、そういったようなことで安全に航行に努めていただければと思います。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

特に答弁はよろしいですか。課長ありますか。ない。

ほかに質疑ありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

原因不明ということで、どの程度の損傷なのかなというので、昨日写真を求めて意見を頂いたわけですけど、1か所あんまり大した損傷じゃないなというような見た目なんですけど、これドック費用が428万5,000円が追加されていますけど、実際にこの損傷自体の何というんですか、改修費というか、その修理の費用というのは、どれぐらいになるんですかね。

○政策推進課長（三角謙二君）

昨日でドックは終わっております。ただ台風の関係で、昨日屋久島で帰島ができなく、今日まで欠航になっておりますが、今おおむね、修繕費を400万円計上しているんですが、おおむね400万円超えるぐらいになるのかなというところであります。今、実際には、プロペラを外しまして、新しいプロペラを装着しました。そこまでは作業が終わったんですが、今回、損傷したプロペラをメーカーさんに送りまして、そこで修復しまして、それで完成というか、修理完了となるものですから、まだ若干、その部分の費用が

どのぐらいかかるかというのが確定しないものですから、おおむね400万円前後という形でしかまだちょっと今、報告ができないところです。

○5番（眞邊真紀君）

この損傷したのを一度外して修復をしていて、新しいものはもう既にはめてあって、じゃあ、2つプロペラが、1つは予備として置いておくという認識でいいんですかね。

○政策推進課長（三角謙二君）

新造船するに当たりまして、これまでも軽微なプロペラの損傷があったということもありまして、新造船するときには長期的な運休をしてはならないということもありまして、予備という形で、今回、1つ追加で造っておりましたので、それに交換することで今回は3日の運休で済んでおりますので、そういう形で予備を常に持っていて、それで万が一のときにはそういう形で、早急に3日程度で回復ができるという対応をしているところです。

○5番（眞邊真紀君）

原因がまだはっきり分からない。恐らく口永良部の本村港の中であろうと。ちょっと気になっていたのが、何というんですか、喫水がぎりぎりなので、大潮の干潮時にこすったのかなとか色々想像したんですが、大潮の干潮時は、特に本村港の中で問題はありませんか。

○政策推進課長（三角謙二君）

9月9日に、屋久島事務所に潜っていただいたときも、本村港の設計、深水が4mということで、うちの喫水が3m10ということで90cm余裕があるということでもあります。

ただ、新船になってから、やはり干潮時等に出港する際に、かなり底の泥を巻き上げて表面まで濁るという状況等もありますので、今後、もう一度、屋久島事務所と協議しながら浚渫するのか、そういう堆積物の中に異物がないのかというのを重ねながら調査していこうということで今、協議を進めているところです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第6号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

承認第6号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第6号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項報告承認について採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

△ 追加日程第12 議案第86号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について

△ 追加日程第13 議案第87号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

△ 追加日程第14 議案第88号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第12、議案第86号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてから、追加日程第14、議案第88号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第86号から議案第88号について御説明いたします。

まず、議案第86号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳出予算について、今回の主となるものは、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けている町内事業所への経済対策となっております。

目的別につきましては、総務費では、先程申しました町内事業所への経済対策として、事業者支援給付金の給付を実施しようとするもので、今回は観光関連事業者のみに限定せず、製造、卸売事業者など幅広く多くの事業者が恩恵を受けられるように制度を拡充して実施するための経費を、民生費では、こまどり館の消防施設の修繕に係る費用を、衛生費では、ごみ処理施設の修繕に要する経費など、農林水産業費では、長峰牧場のトラクター修繕に係る経費を、商工費では、北部地区のトイレなどの観光関連施設の統一的な管理を見据えた公用車の購入に係る経費などを、災害復旧費では、中間地区水無川の設計委託費、口永良部島の本村湯向線及び湯泊春田牧線の災害復旧に要する経費を計上いたしました。

財源としましては、国庫支出金、基金繰入金などを充て、歳入歳出それぞれ1億2,238万1,000円を追加し、予算の総額を112億2,691万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第87号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、口永良部島、金ヶ迫川の橋梁添架工事の増加に伴う経費を計上いたしました。

財源としましては、鹿児島県からの補償金を充て、歳入歳出それぞれ385万9,000円を追加し、予算の総額を1,323万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第88号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費において、要支援者の通所サービスの利用増加に伴う経費を計上いたしました。

財源としましては、予定していた基金積立を減額して調整することから、予算の総額は15億2,056万9,000円と変更はありません。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

議案第86号についてお尋ねいたします。

歳出の7ページなんですけど、先程提案理由の説明の中で、各事業所に幅広く給付をしたいということで大変ありがたいことなんですけど、御承知のように、緊急事態宣言と蔓延防止対策が昨日で解除されました。感染者数も相当減ってはきているんですけども、私このコロナの関係で、当初、町としてのガイドラインを示すべきじゃないのかということも話したことがあったんですけど、その後、色々な質疑の中でこのように、これワクチン接種の効果なのかなという思いもあるんですけども、相当収束に向かいつつある状況です。

しかしながら、やはりここで楽観というか、やはり対策はずっと継続して講じていかなければいけないという思いがあるんですけど。例えば、今、入島者等の水際対策として空港で検温なんかをしたりしているんですけど、そういったことについては、今後どのような審議なりになっていくわけですかね。そこら辺はお分かりでないんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

空港での検温業務につきましては、今回12月まで延長をしております。また、その後の状況をみながら、さらに延長するのかどうかというのを判断していきたいというふうに考えております。

○9番（榎 光徳君）

国も第6波にならないようにとか、あるいはリバウンドを非常に懸念しているわけですけども、今朝の新聞でしたかね、行動制限緩和に向けた実証実験を行うというような記事がありました。これについては、これまで5人、会食については5人以内ですとか、色々なスポーツ観戦とかそういうの入場制限をしてきたわけですけども、本町においても感染者が出た場合には、公共施設の使用の禁止とかそういうのを打ち出して対策を講じてきたわけですけども、そういったことについても具体的な町としての考え方というか、そういったのは、どのように考えておられるか。町長でもよろしいんですけど、どうでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○副町長（日高 豊君）

昨日ですかね、庁内での対策本部会も開きました。基本的には、現状の状況は、町が独自で定めている警戒レベルでいうと2ぐらいなんですけど、蔓延防止のときには4だったんですけど。ですが、やはり先程議員おっしゃられますように、今後どうなるか分からない状況もあります。極端にレベルを下げることで町民の皆さん方が、ああ、もう大丈夫なのかなというふうな空気になることも非常に心配をするところでもありますので、

今日、町民の皆さん方には防災無線を通じて報告をさせていただきますけど、一応、3で止めておくというふうに考えております。

先程ありますように、感染が出た場合の公共施設、特に社会体育施設なんかの使用については、非常に町民の皆さん方に御不便もかけているところではあるんですが、やはりそこは役場のほうとしては、やはり何かあったら非常に困るところでもあります。大きく影響があるので。ですので、そこら辺は国の行動制限の緩和の在り方等々を見極めながら、今後、町としての方向性を定めていかないといけないんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、屋久島、色々な期間中にも多くの観光のお客さんにも来ていただいていたようなんですが、そういった中にもあっても、そこまでクラスターが発生するわけでも、8月以降発生もしませんでしたし、現状、9月4日から感染者は確認をされておられません。そういったことについては、やはり町民の皆さん方、事業者含めて大きく御協力をいただいていたのかなということに対しては、非常にありがたいことだなというふうに思っておりますので、今後もやはりそういった気持ちというか、町民の行動、あるいは迎えるに当たっての準備等々については変わらぬ形で御協力を頂きたいなというふうに、現状、思っております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

やはり町民が元の暮らしに早く返るようと、もう皆さんそりゃ同じ望みであろうと思いますんで、ぜひその対策協議会ももう引き続き、やはり気を引き締めて取組を継続していただければと思います。

終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（渡邊博之君）

私は、議案第86号の中にありますコロナウイルス対策事業に絞って質疑をさせていただきます。

今度の事業というのは、特に観光関連業者、あるいは当事者の関係者、待望の事業と言っていると思います。こういう事業が実施されるということは、大いに評価をしたい、歓迎もしたいというふうに思います。

この事業というのは、前の事業もそうですけれども、単なる支援とかね、支給とかいうことではなくて、やはりこの未曾有のこのコロナ危機を一緒に乗り切ると、我々政治も乗り切っていくと、そういう町民へのメッセージ、これは激励のメッセージでもあるわけですので、ここに大きなやはり意義があるんだというふうに思います。

このことについては私、町長も御承知のとおり、4月議会直後に、ここが抜けていますよという申出をしまして、9月議会でも出てこないんでね、選挙でも訴えさせていたいただいたものになりますけれども、事業そのものの中でやっぱり大事なことは公平感を保つということ、不公平感を感じるようなものになってはならないというふうに思うんですが。

そこでお聞きしたいんですけれども、昨年と同系のものですよね。昨年になかった事業で今回表示をされている、いただいた中に表示をされているものというのは、何がありませんかね、ちょっと担当課長でも結構ですけれども、お聞きしたいと思います。

それから、この中に駄目ですよと、これは該当しませんよというのに、商い、商慣習というんですか、商慣習または社会通念上のなりわいとして認められない場合、これは島内ではどんな業種があるのか、どんな業種が該当するのか、説明をしていただきたいと思います。

それともう1つ、国、県からのこの支援金を収入に含むとありますけれども、収入にあります、このことが今回の事業に及ぼす影響というのはあるのかないのか。もっと端的に言えば、そのことで前回受けられていたような業種が今回は受けられないとかそういうことがあるのかどうか、これをまずお聞きしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

観光まちづくり課です。ただいまの御質問にお答えします。

まず、先程町長の提案理由でもありましたように、昨年は、第1弾の中で観光事業に特化したものということで支援給付金の事業を実施しました。その後、第2弾としまして、その事業以外の該当しないものについて追加で事業を実施したところでありますが、今回は、そこも合わせまして、全体的に事業を支援できるような形で予算のほうを計上しております。

昨年と比較しまして違うところというのは、そういったところ、観光に特化したものと、あとそれ以外のものを合わせた形の事業という部分にはなっておりますので、（発言する者あり）

事業者の内容としましては、宿泊施設、それから飲食店、酒造、酒販事業者、製造、卸売、小売、サービス業、ガイド、アクティビティー等体験事業者、それから体験商品提供事業者、こちらは用品類のレンタル事業者、ガソリンスタンド、旅行業者代理店、それからタクシー、レンタカー事業者、バス事業者、それと定期航路、定期空路の事業者ということで区分けはしております。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

[発言する者あり]

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

そうです。要するに、商売慣習、あるいは社会通念上、業として認められない場合というのは、個別に判断して、判断できないものというような形で捉えていただければというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

説明書を今日、私、忘れたんですが、あの中で、前回入っていなかった、たしか、レンタカーがあって、私、レンタカーも入れるべきだという申出をした記憶があるんですね。今回は入っていたというふうに思うんですが。ほかにも、例えば、クリーニング業であるとか、配送業であるとか、あるいは農林水産、もっといえば、そういったところもコロナの影響を受けない業種はほとんどないわけで、それはもちろん、条件に合うかどうかはね別として、そんな意味では、ガソリンスタンドと、さっきごめんなさい、ガソリンスタンドです。ガソリンスタンドと、例えば、クリーニングというのは、私は、同延長、コロナの被害だと、もう等距離にあるような職種だというふうに思っているんですけども、こういうのもぜひね、対象として、やはり不公平感を残さないという意味で申し上げておきたいと思います。

ほかにお聞きしたいんですが、地域が行っている、地区が行っている飲食業であるとか、あるいは亀の観察保護、さらにはNPO事業などもあります。だから、フリーランスという枠組みも領域もあると思いますけれども、この辺はどうなんですか。対象としようと思っていらっしゃるか、それとも外すというふうに認識をされておる。それをお聞きしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

経済対策の支援ですので、町としましては、できる限り、コロナにより影響を受けている事業者に対して支援を行っていきたいというふうに考えておりますので、そういった今言われた事業者から申請が上がってきた場合は、内容を事務精査した上で対応をしていきたいというふうには考えます。

○14番（渡邊博之君）

やはりそうだと思うんですね。コロナで、例えば、営業だったりとか、あるいは従業員の賃金も払っているわけですから、そういう実態も見ていただいて、それを町長、最後にお聞きしたいんですけども、いわゆる整合性を保つには、産業、業種を問わずというふうにありますよね、あの中に。それを大基本に、そして、もちろん条件を満たす

ということになるわけですが、そういうことで全体を見るというようなそういうスタンス、意識、認識というのが大事じゃないかと思うんですが、最後にそのことをお聞きして質疑を終わります。

○町長（荒木耕治君）

コロナ対策については、当然、そういうことが基本的なことだというふうに私も思って、そういう目配りを、気配りをしながらやっていくということでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

議案第86号の一般会計の補正予算について、1点だけお伺いします。

7ページのごみ処理施設管理費で修繕費が300万円上がっていますが、内容を教えてください。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回、ごみ処理施設の修繕費を上げておりますが、当初予算で2,800万円ほど当初予算を組んでいただいたんですが、それが上半期でほぼほぼ、あと300万円ぐらいしかもう残っていないということで、計画的には修繕を行っているんですが、やはり突発的なものが出てくるということで、下半期に備えまして今回300万円を追加をいたしまして、合計の3,100万円ほどで今年度の修繕をやりたいということで、今回、計上させていただいております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

突発的に起きるものの修繕とありますけど、具体的にいうと、何に当たるんですかね。

○生活環境課長（矢野和好君）

今年度、炭化施設の切断機が主なもので、これはもう今、修理に入っているんですが、これは1,600万円ほどかかっております。そのほか、やはり経年劣化ということで、ダクト関係でありますとか、そのほかクレーン関係でありますとか、そういうものがやはり経年劣化しておりますので、そういうものを替えていくということで予定しております。

○5番（眞邊真紀君）

町長もおっしゃっていたように、もうごみ処理施設の建設が間近に迫っていると、数年後に迫っていますので、修繕費がいつも高いなど。ただ、今、使っていかなきゃいけないのは事実なのでいいんですが、やはりこれ町の持ち出しなのか、本当は委託されている業者のほうの持ち出しなのかという、線引きをやはりきちんとしていただきたい

など思っています。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

すみません、岩川卓誉です。初めて質疑させていただきます。よろしくお願ひします。私も一般会計、7ページの件だったんですけれども、2点ございます。

1つ目が、コロナウイルス対策事業費の時間外勤務手当、私もちょっと職員時代経験したことがあるんですけど、このコロナの業務というのがもう、今までになかった業務だったと思うんです。60万円というふうに計上されているんですけれども、これで十分に職員に対してできているかどうかというところをお聞かせいただきたいという点が1点、体を壊したりする方もいらっしゃるんで、そういった点についてお聞かせいただきたいということが1つと、あともう1つ、衛生費のごみ処理施設整備事業費、全国都市清掃会議負担金というものが5万円計上されてございますが、普通、通常ですと、負担金とか当初で組むことが多いと思うんですけど、これは年度途中に入ってきた会議ということなのか、どういった会議で、本町が加入する目的というところがどういったところなのかというところをお聞かせいただければと思います。

以上、2点です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの岩川議員の質問にお答えします。

コロナ対策事業の今回の時間外につきましては、60万円計上してございます。係員の人数と去年の実績を考えながら計上しておりますので、今計上している範囲内で足りるものと考えております。昨年、やはり通常の業務を行いながらこの業務をこなしたということで大変苦勞しているようですので、今回、計上させた金額で十分だと思っております。

以上です。

○生活環境課長（矢野和好君）

続きまして、全国都市清掃会議の負担金についてお答えをいたします。

いよいよ新しいごみ処理施設の来年度は事業者の選定、いわゆるプラントメーカーを選定をしないといけないというふうになってまいります。そのためには、選定のための委員会というものを立ち上げたいというふうに考えております、今年度。その中の学識経験者というものが、この委員会を立ち上げますと2名以上必要だということがありま

すので、そのうちの1名をこの全国都市清掃会議というところから推薦をしていただくということでお話をさせていただいたところ、了承を得ましたので、そのためには、この会議に参加をしないとイケないということがありまして、今回、年度途中でありますが、その会議に加入するための負担金ということで御理解いただきたいと思えます。

○1番（岩川卓誉君）

ありがとうございます。

まず、コロナの時間外勤務手当のほうなんですけれども、今回、700事業所ぐらい対象を見込んでいるということですので、本当に頑張っただけだと思います。よろしくをお願いします。

あと、全国都市清掃会議負担金のほうなんですけれども、ということは、これは、ごみ処理施設ができるまでの間だけ支払う負担金というふうに考えていてよろしいんでしょうか。お願いします。

○生活環境課長（矢野和好君）

今回の目的はそうではありますが、一度加入いたしますと、やはりこれから先、ごみ処理施設が動いてまいりますので、そのための色んなアドバイスというものも必要であると思えますので、年間5万円から10万円の加入金だと思えますが、それは引き続き必要な予算ではないかなというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

○7番（岩山鶴美君）

先程眞邊議員からもこの新型コロナウイルスの対策事業について質問がありましたが、町内の事業者支援給付金の中で、その他の上記分類以外というのが、交付見込みに150事業者といますか、おおよそ予定しておりますけれども、町長が特に必要と認めるものというのは大変分かるんですけれども、先程の担当課長の回答からも分かる部分があるんですけれども、でも、これを設定したというところで、おおよそ課が想定している内容、こういうことが上がってくるんじゃないかなとかいうものがありましたら、お聞かせ願いたいんですが。よろしくをお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの岩山議員の質問にお答えします。

昨年も100ほどその他の中で予定をしておりました。今回、150ということで見込んでいるんですけれども、特に、先程説明した事業以外のものが出た場合ということで、ちょっと実績としましては手元資料にないものですから、もし、昨年の実績の中でその他

の分がどういったものであるかというのが確認次第、また後もって御説明ということでよろしいでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第88号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第86号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第88号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号から議案第88号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第86号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第13、議案第87号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第14、議案第88号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 26分

再開 午後 零時 35分

- △ 追加日程第15 認定第5号 令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 追加日程第16 認定第6号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 追加日程第17 認定第7号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 追加日程第18 認定第8号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 追加日程第19 認定第9号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 追加日程第20 認定第10号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第15、認定第5号、令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、追加日程第20、認定第10号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、認定第5号から認定第10号につきまして御説明いたします。

認定第5号、令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、町税、使用料及び手数料などの自主財源のほか、地方譲与税、地方交付税、国県支出金、町債などを歳入として受け入れ、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施した特別定額給付金の給付、地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券の発行、観光事業者支援給付金などの補助費、普通建設事業費、災害復旧事業費、人件費、扶助費、特別会計への繰出金、公債費などの支出を行い、決算額は、歳入総額が133億5,078万

3,495円、歳出総額が124億5,791万1,718円となり、歳入歳出差引額は8億9,287万1,777円となりました。令和3年度へ繰り越すべき財源を控除しますと、実質収支は3億1,957万5,777円の黒字となりました。

次に、認定第6号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、町債などを歳入として受け入れ、簡易水道施設管理費、口永良部島地区簡易水道事業費、公債費などの支出を行い、決算額は、歳入総額、歳出総額共に2億6,565万2,687円となりました。

次に、認定第7号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、国民健康保険税、保険給付費等交付金などの県支出金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費などの支出を行い、決算額は、歳入総額が17億1,919万1,883円、歳出総額が16億9,579万6,661円となり、実質収支は2,339万5,222円の黒字となりました。

次に、認定第8号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護保険料、介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、認定審査に係る経費、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費、地域支援事業費などの支出を行い、決算額は、歳入総額が14億7,756万5,175円、歳出総額が14億1,955万9,627円となり、実質収支は5,800万5,548円の黒字となりました。

次に、認定第9号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、診療所使用料、県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、栗生、永田及び口永良部島の3診療所の管理運営費、公債費などの支出を行い、決算額は、歳入総額が1億5,167万4,113円、歳出総額が1億5,033万6,113円、歳入歳出差引額は133万8,000円となり、全額を令和3年度への繰越し財源としました。

次に、認定第10号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、一般管理経費、後期高齢者医療広域連合納付金などの支出を行い、決算額は、歳入総額共に、総額1億7,822万1,173円となりました。

以上で説明を終わります。

認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案をいたしております。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、認定第5号から認定第10号までの6件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第5号、令和2年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号から認定第10号までの6件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、榎光徳君、高橋義友君、緒方健太君、岩山鶴美君、岩川卓誉君、内田正喜君、小脇淳智郎君、中馬慎一郎君の以上の8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきますが、ただいま決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

決算審査特別委員会委員長に榎光徳君、同じく副委員長に高橋義友君。

以上であります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 零時45分

再開 午後 零時48分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

同意第3号、屋久島町監査委員の選任についてから、閉会中の継続審査申し出についてまでの5件を日程に追加し、お手元に配付してあります追加日程表のとおり、追加日程第21から追加日程第25までとして議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

よって、同意第3号、屋久島町監査委員の選任についてから、閉会中の継続審査申し出についてまでを日程に追加し、追加日程第21から追加日程第25として議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第21 同意第3号 屋久島町監査委員の選任について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第21、同意第3号、屋久島町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、相良健一郎君の退場を求めます。

[相良健一郎君退場]

○議長（石田尾茂樹君）

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第2回屋久島町議会臨時会に追加提案します案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、同意案1件であります。

同意第3号、屋久島町監査委員の選任につきましては、本年9月30日で任期満了を迎えました屋久島町監査委員について、新たに相良健一郎氏を委員として選任したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第3号、屋久島町監査委員の選任については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

同意第3号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第3号、屋久島町監査委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第3号、屋久島町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

これで締めきります。

賛成多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

相良健一郎君の入場を許可します。

[相良健一郎君入場]

△ 追加日程第22 発委第4号 コロナ禍による厳しい財政状況
に対処し地方税財源の充実を求
める意見書案について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第22、総務文教常任委員長から提出の発委第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案についてを採決いたします。

お諮りします。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案については原案のとおり可決されました。

△ 追加日程第23 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第23、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 追加日程第24 閉会中の継続調査申し出について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第24、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 追加日程第25 閉会中の継続審査申し出について

○議長（石田尾茂樹君）

追加日程第25、決算審査特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

決算審査特別委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回屋久島町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 零時56分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会臨時議長

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員